平成２１年（フ）第５１４４号
大阪市北区東天満２丁目３番９号
債務者　新ケ江和英
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１５５号
大阪市天王寺区舟橋町９番３号
債務者　吉田世津子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４３号
大阪府門真市石原町32番29号
債務者　二宮　麻美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１３号
大阪府寝屋川市御幸東町37番９―113号
債務者　久保井めぐみ
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９３号
沖縄県浦添市牧港２丁目45番３―301号　佐和田アパート
債務者　荒井　美保（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１０７号
北海道小樽市梅ケ枝町32番27号
債務者　松橋　　守
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３１号
北海道小樽市桜５丁目１番49号、住民票上の前住所札幌市白石区東札幌１条６丁目４番５号　フローラコートＢ―202号
債務者　樋田　治美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３４号
北海道余市郡余市町梅川町372番地８　梅川団地３棟４号、前住所北海道余市郡余市町梅川町376番地３―22―73
債務者　越前　裕太
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第８３３号
仙台市若林区若林５丁目10番13―302号
債務者　遠藤　美穂（旧姓番沢）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９５７号
仙台市泉区将監11丁目５番48―12号
債務者　芳賀　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９６５号
仙台市若林区白萩町37番28号　コーポ針生Ａ―102
債務者　工藤　匠美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字西ノ内30番地の１　ウエストハイツⅠ―103号
債務者　木幡　健太
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３６１号
水戸市千波町1403番地の６　大貫貸家２号棟、旧住所茨城県東茨城郡城里町大字那珂西2558番地の１
債務者　神長　昇進
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６２号
茨城県ひたちなか市大字高場759番地コーポ藤Ｖ201号
債務者　後藤恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７号
水戸市千波町1658番地の２ドミール石川212号
債務者　三浦　清一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
水戸市千波町1862番地ちぐさハイツ205号
債務者　三浦　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３７６号
水戸市袴塚１－４―16クレセント101、住民票上の住所水戸市袴塚１丁目４番16号
債務者　加藤木　純
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３８１号
茨城県日立市十王町伊師本郷57番地、申立時の住所茨城県東茨城郡大洗町桜道543番地
債務者　鈴木　知里（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所